

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月16日

広島県公安委員会

委員長 田 中 秀 和

広島県公安委員会規則第8号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則（昭和42年広島県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「東京都の区のある地域及び」を「特別区の区長を含むものとし、」に改め、「あつては区長」の次に「又は総合区長とする」を加える。

第6条第2項本文中「前項に掲げるもののほか」を削り、同項第4号中「身体障害の」を削る。

第6条の2の見出し中「郵便局等」を「金融機関」に改め、同条第1項中「郵便局又は」及び「（以下「郵便局等」という。）」を削り、「年金受給郵便局等届出書」を「年金受給金融機関届出書」に改め、同条第2項中「郵便局等」を「金融機関」に、「年金受給郵便局等変更届出書」を「年金受給金融機関変更届出書」に改める。

第7条第2項中「当該証書と引換えに」を削り、同条第3項中「又は損傷した証書」を削り、同条第4項及び第5項を削る。

第8条の見出し及び同条第3項中「身体障害」を「障害」に改める。

第15条中「身体障害の」を「障害の」に、「療養・身体障害現状報告書」を「療養・障害現状報告書」に改める。

第15条の2中「者が」を「者で」に改め、「又は身体障害」を削り、「療養・身体障害現状報告書」を「前条の療養・障害現状報告書」に改める。

第16条第1項第2号中「身体障害」を「障害」に改め、「掲げる障害の状態」の次に「の程度」を加え、同項第3号中「身体障害」を「障害」に改め、「掲げる障害」の次に「の程度」を加える。

別記様式第1号中「@」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第2号の1面備考を削り、同様式の2面中「程度の身体障害の状態」を「傷病等級に該当する程度の障害の状態」に、「その期間その程度」を「その期間、その程度」に、「程度の身体障害が」を「障害等級に該当する程度の障害が」に、「身体障害の程度に応じた」を「障害の程度に応じた」に、「身体障害により」を「障害により」に改め、同様式の3面を次のように改める。

(6) 休業給付

協力援助したために受けた負傷又は疾病の療養のため従前得ていた収入が得られないときは、その期間、給付基礎額の $\frac{60}{100}$ に相当する金額の休業給付を受けることができます。

2 あなたが被災者以外の者である場合

(1) 遺族給付

あなたが死亡した協力援助者の遺族であつて、次のア及びイの要件を充たす場合は、遺族給付年金を受けることができます（遺族給付年金を受けることができる遺族がない場合は、政令の規定により、遺族給付一時金を受けることができます。）。

ア 協力援助者の死亡の当時、その収入によつて生計を維持していたこと。

イ 次の表の①から⑦までに掲げる遺族のいずれかに該当し、先順位者がいないこと（順位は、①から⑦までの番号のとおりであり、⑦に掲げる者の間にあつては、夫、父母、祖父母、兄弟姉妹の順序となります。）。

順位	遺 族
①	妻又は60歳以上の夫
②	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
③	60歳以上の父母
④	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
⑤	60歳以上の祖父母
⑥	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は60歳以上の兄弟姉妹
⑦	55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母又は兄弟姉妹

備考 夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹が、協力援助者の死亡の当時、身体若しくは精神に国家公安委員会規則に定められている7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態にあつたときは、①から⑥までに掲げる遺族の年齢に関する要件はなくなります。

ただし、あなたが⑦に掲げる者であるときは、60歳に達するまでの間は、遺族給付年金の支給が停止されます。

なお、協力援助者の死亡した日が次の表の(ア)の欄の区分のいずれかに該当

別記様式第2号の4面中「身体障害」を「障害」に改め、「満たないときは、」の次に「その」を加え、同様式の5面中「その差額」を「差額」に、「等級」を「障害等級」に改める。

別記様式第3号の1面中「㊤」を削り、同様式の1面注3を削り、同注4を同注3とし、同注5から同注7までを1ずつ繰り上げ、同備考を削り、同様式の2面から4面までの様式中「㊤」を削る。

別記様式第4号中「㊤」を削り、「階級（職）」を「官 職」に改め、同様式注2を削り、同注3を同注2とし、同注4中「該当等級」を「該当する障害等級」に改め、同注4を同注3とし、同注5を同注4とし、同備考を削る。

別記様式第4号の2中「別記様式第4号の2」を「様式第4号の2」に改め、「㊤」を削り、同様式注3を削り、同注4を同注3とし、同注5を同注4とし、同備考を削る。

別記様式第5号及び別記様式第6号中「㊤」を削り、「階級（職）」を「官 職」に改め、同様式注2を削り、同注1を同注とし、同備考を削る。

別記様式第7号中「㊤」を削り、同様式注2を削り、同注1を同注とし、同備考を削る。

別記様式第8号中「㊤」を削り、「階級（職）」を「官 職」に改め、同様式注3を削り、同注4を同注3とし、同注5を同注4とし、同備考を削る。

別記様式第9号備考を削る。

別記様式第9号の2中「㊤」を削り、同様式注2を削り、同注3を同注2とし、同注4を同注3とし、同備考を削る。

別記様式第10号中「㊤」を削り、「階級（職）」を「官 職」に改め、同様式注2を削り、同注3を同注2とし、同注4中「該当等級」を「該当する障害等級」に改め、同注4を同注3とし、同注5を同注4とし、同備考を削る。

別記様式第11号中「㊤」を削り、「階級（職）」を「官 職」に改め、同様式注2を削り、同注3中「心身の故障により軽易な労務にしか従事できないような」を「身体若しくは精神に国家公安委員会規則に定められている7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある」に改め、同注3を同注2とし、同備考を削る。

別記様式第11号の2及び別記様式第11号の3を次のように改める。

様式第11号の2（第6条の2関係）

年金受給金融機関届出書

広島県公安委員会 様 傷病 障害給付年金を下記において受け取り 遺族 たいので届け出ます。	届出年月日	年 月 日
	※ 年金証書の番号	第 号
	(受給権者又は代表者) 住 所 氏 名	
(金融機関名)	所在地	
銀行 本店 支店	口座名 口座番号	<input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> 普通預金
備 考		
※ 届 出 受 理 年 月 日		年 月 日

注 1 届け出ようとする金融機関については、あらかじめ、広島県公安委員会に相談すること。

2 ※印の欄には記入しないこと。

様式第11号の3（第6条の2関係）

年金受給金融機関変更届出書

広島県公安委員会 様 傷病 障害給付年金の受取を下記のとおり変 遺族 更したいので届け出ます。	届出年月日 年 月 日	
	年金証書の番号	第 号
	(受給権者又は代表者) 住 所 氏 名	
変 更 前	変 更 後	
(金融機関名) 銀行 本店	(金融機関名) 銀行 本店 所在地 口座名 <input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> 普通預金 口座番号	
備 考		
※ 届 出 受 理 年 月 日	年 月 日	

注 1 届け出ようとする金融機関については、あらかじめ、広島県公安委員会に相談すること。

2 ※印の欄には記入しないこと。

別記様式第12号の1面備考を削り、同様式の3面中「届け出るとともに、併せてこの証書を提出して」を「届け出て」に、「心身の故障により軽易な労務にしか従事できないような」を「身体若しくは精神に国家公安委員会規則に定められている7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある」に改め、「（株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に供する担保の場合は除く。）」を削り、「この証書と引換えに新しい証書を交付します」を「新しい証書を交付しますので、必要な届出を行ってください。なお、古い証書は、廃棄してください」に改め、同様式の4面中「広島県公安委員会に返納して」を「廃棄して」に、「心身の故障により軽易な労務にしか従事できない」を「身体若しくは精神に国家公安委員会規則に定められている7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある」に改める。

別記様式第13号中「㊟」を削り、同様式注2を削り、同注3中「又は損傷した年金証書」を削り、同注3を同注2とし、同備考を削る。

別記様式第13号の2備考及び別記様式第14号備考を削る。

別記様式第14号の2中「㊟」を削り、「身体障害」を「障害」に改め、同様式注2を削り、同注3を同注2とし、同注4中「身体障害」を「障害」に改め、同注4を同注3とし、同備考を削る。

別記様式第15号中「㊟」を削り、同様式注2を削り、同注3を同注2とし、同注4を同注3とし、同備考を削る。

別記様式第16号備考を削る。

別記様式第19号中「㊟」を削り、同様式注2を削り、同注3中「該当等級」を「該当する障害等級」に改め、同注3を同注2とし、同備考を削る。

別記様式第19号の2中「㊟」を削り、同様式注2を削り、同注3中「該当等級」を「該当する障害等級」に改め、同注3を同注2とし、同注4を同注3とし、同注5を同注4とし、同備考を削る。

別記様式第19号の3中「㊟」を削り、同様式注2を削り、同注3を同注2とし、同注4を同注3とし、同備考を削る。

別記様式第20号備考を削る。

別記様式第21号中「㊟」を削り、同様式注1中「申請者は、」を削り、同注2を削り、同注3を同注2とし、同注4を同注3とし、同備考を削る。

別記様式第22号中「㊟」を削り、同様式注1中「申請者は、」を削り、同注1を同注とし、同注2を削り、同備考を削る。

別記様式第23号及び別記様式第24号を次のように改める。

様式第23号（第15条、第15条の2関係）

療養・障害現状報告書

広島県公安委員会 様		報告年月日	年 月 日
下記のとおり療養障害の現状を報告します。		報告者	住所 氏名
1	負傷又は発病年月日		年 月 日
2	療養開始年月日		年 月 日
3	傷病障害 給付年金支給開始年月		年 月
4	年金証書の番号	第	号
5	傷病名又は傷病等級若しくは障害等級		
6	傷病の経過又は障害の状況		
7	日常生活の概況		
8	添付する書類その他の資料名		
※ 9 医 師 の 証 明	傷病又は障害の種類		
	傷病の経過及び治療方法の概要		
	傷病又は障害の現状		
	今後の見込み		
	上記のとおりであると認めます。 年 月 日 所在地 病院又は診療所の名称 医師氏名		

- 注 1 ※印の欄には記入しないこと。
 2 療養又は障害のいずれかを○で囲むこと。
 3 「7 日常生活の概況」の欄の記入に当たっては、最近1年間について記入すること。

様式第24号（第15条関係）

遺族の現状報告書

広島県公安委員会 様 下記のとおり遺族の現状を報告します。		報告年月日	年 月 日			
		(報告者)				
		住所				
		氏名				
		年金証書の番号	第	号		
1 協力援助者の氏名						
(年 月 日死亡)						
2 遺族 給付 年金 受給 資格 者	氏名	生年 月 日	住所	協力援助者との続柄	障害の有無	報告者と生計を同じくしている事実の有無
					有・無	有・無
					有・無	有・無
					有・無	有・無
					有・無	有・無
					有・無	有・無
3 添付する書類その他の資料名						

注 1 2の欄の障害とは、身体若しくは精神に国家公安委員会規則に定められている7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態をいう。

2 2の欄の有無いずれかを○で囲むこと。

別記様式第25号（表面）備考，別記様式第25号の2（表面）備考，別記様式第26号（表面）備考及び別記様式第27号（表面）備考を削る。

附 則

（施行期日）

1 この公安委員会規則は，公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この公安委員会規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は，当分の間，この公安委員会規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については，当分の間，これを取り繕って使用することができる。